

通商産業省

9公ガ保第3号
平成9年3月5日

社団法人日本ガス協会
会長 渡辺 宏 殿

資源エネルギー庁公益事業部ガス保安課長

山田 英典

「ガス工作物に該当する小型ボイラーに係る規制について」について

ガス事業法施行規則の一部（第111条第12号（様式第62）及び第111条第1項の表第12号の報告書（様式第84））を改正する省令（平成9年通産産業省令第7号）が平成9年2月28日付けをもって施行されたことに伴い、標記通達を別紙のとおり「ガス工作物に該当する小型ボイラーに係る規制について」を定めたので通知する。

また、昭和60年8月20日付け60公ガ保第14号「大気汚染防止法に基づくボイラーの規模要件の見直しに伴うガス事業法上の取扱いについて（通知）」については廃止する。

以上について、貴協会会員各位に対し遺漏なく措置するよう周知されたい。
なお、各通商産業局等に対しては同様の通知をしていることを申し添える。

ガス工作物に該当する小型ボイラーに係る規制について

ガス工作物に該当する小型ボイラー（ばい煙発生施設となる伝熱面積10m²未満、バーナーの燃焼能力50.4ノ/h以上のボイラー）については、表の上欄に掲げる設置事業者は、当該事業者が既に設置した又は今後設置する予定の小型ボイラーについて、申請に掲げる排出基準を満たすこととし、下欄に掲げる測定記録を行うこととする。

ガス工作物に該当する小型ボイラー	
設置事業者	<p>昭和60年9月10日より前に小型ボイラーを設置した者</p> <p>設置事業者は(1)から(3)のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 昭和60年9月10日以後に小型ボイラーを設置した者</p> <p>(2) 平成9年2月27日以前に小型ボイラーの設置に係る申請をした者（左記及び(1)に掲げるものを除く。）</p> <p>(3) 平成9年2月28日以後に小型ボイラーを新設又は改修する者であつて、ガス事業法第27条の2、第27条の3及び施行規則第113条の規定に基づき、工事計画について通商産業大臣の認可又は届出の申請をした者</p>
排出基準	<p>(一般排出基準)</p> <p>硫黄酸化物、ばいじん、窒素酸化物の排出基準は当分の間適用しない。</p> <p>(一般排出基準)</p> <p>(1)硫黄酸化物 実行基準（K値規制）がそのまま適用される。</p> <p>(2)ばいじん ガス、灯油、軽油又はA重油を使用する施設については、当分の間適用しない。</p> <p>他の施設に対しては、現在規制対象になっているボイラーのうち最小規模のものに対し定められている基準が適用される。</p> <p>(3)窒素酸化物 ガス、灯油、軽油又はA重油を使用する施設については、当分の間適用しない。</p> <p>他の施設に対しては次の通りとする。</p> <p>※液体燃料250ppm ※固体燃料350ppm</p> <p>(検査排出基準) 実行基準がそのまま適用される。</p>
測定記録	<p>上欄に該当する者は大気汚染防止法第15条により当該施設のばい煙量又はばい煙濃度を測定し、結果を記録する義務が生じる。</p> <p>ただし、昭和60年9月10日に施行された大気汚染防止法施行令の一部改正及び大気汚染防止法施行規則の一部改正による総務府令により排出基準を設けられなかったもの及び総務府令に基づいて既に設置されたものについては、総務府令等の上記の通知に基づき、排出基準を定めず、ばい煙濃度を測定し、測定結果を記録するものとする。</p> <p>ただし、 ① ガス、灯油、軽油、A重油を燃料とする小型ボイラーについては硫黄酸化物、その他の小型ボイラーについては硫黄酸化物、ばいじん、窒素酸化物を測定し結果を記録する。</p> <p>② ①以外の項目については左記の取り扱ひとなる。（ただし、総務府令が適用されるものに関する必要な測定は大気汚染防止法の規定による。）</p>